

1. 会合名	『『広告等の表示及び景品類の提供に関する規則』等に関するワーキング・グループ』（第30回）
2. 日 時	平成30年12月11日（火）午後1時～1時40分
3. 議 案	1. 本ワーキング・グループにおいて検討すべき課題について 2. その他
4. 主な内容	1. 本ワーキング・グループにおいて検討すべき課題について 本WGでの検討の背景として、会員部から、「株式販売規制等に関する検討会」からの提案事項（「広告等の指針」における事例の拡充や明確化）について、資料1・資料2に基づき説明が行われた後、大要以下のとおり意見交換が行われた。 （主な意見等） ・ 「広告等の指針」における事例の拡充や明確化を図るため、大量推奨販売規制に関する条文解釈の確認を検討するとのことだが、その進捗状況を伺いたい。 ⇒ 本件は検討会に参加している証券会社から、ホームページ等の広告記載が同規制の「過度な勧誘」に該当すると判断される基準の明確化について確認してほしい旨の要望があったものである。金融庁へ確認する場を設ける予定である。（会員部） ⇒ 進捗があり次第、本WGにも情報連携いただきたい。 続いて、事務局から、本WGで検討すべき課題について、資料3に基づき説明が行われ、大要以下のとおり意見交換が行われた。 （主な意見等） ・ 検討事項の3つ目に挙げられた「電子媒体における広告表示のあり方の見直し」については、インターネットを専業とする証券会社において特に深く関わるテーマであると考え。「株式販売規制等に関する検討会」で提案された『『広告等に関する指針』に掲げる5銘柄以上の表示』については、当社では「広告等に関する指針」に従うことで円滑な広告審査の運用ができていていると考える声もある。インターネット専業の他の証券会社や対面等の他業態の証券会社の考え方も伺いたい。 ⇒ 金融商品取引法（以下「金商法」という。）施行時のパブリックコメント（広告等の規制〔第37条〕「多数の者」に対する情報提供）において「複数の者に対して同様の内容の情報を提供する行為は『広告類似行為』に該当する可能性がある」と整理されたことから、勧誘の現場においても広告

	規制を遵守しなければならない実態が存在しており、勧誘規制及び広告規制の整理についても議論を行いたいと考えている。また、証券会社の行うインターネット広告については、従来は金商法施行時の広告規制に従い PC を意識した画面表示を作成してきたと認識しているが、昨今は、タブレットやスマートフォンにおける広告も増えてきたため、それらの表示のあり方についても検討したい。(事務局) 2. その他 特になし。 最後に、事務局より、参考 1 に基づき、金融庁 金融審議会 市場ワーキング・グループ（平成 30 年 11 月 16 日開催）において契約締結時前交付書面及び広告等の記載事項の見直しに係る議論が開始されたこと、見直し案の中では、メール及び WEB 閲覧等の任意の方法により契約締結前交付書面の情報を提供した場合は当該書面の交付を要しないこととされていることから、今後の本 WG の議論にも影響を与える可能性があること、また、契約締結前交付書面の見直しについては、投資勧誘のあり方に関する WG（平成 30 年 12 月 7 日開催）で議論を始めたところであり、本 WG に関連する議論については適宜連携すること、等の説明が行われた。 以 上
5. その他	※本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。